

(別紙資料2)

学校名 ()

高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票 (令和5年度)

・回答欄の該当するものに☑を入れてください。

・回答の根拠となる資料を別紙1の中の事前に提出していただく資料から選択し、「資料番号」欄に当該資料の番号を入力してください。

事前に提出していただく資料に無い資料を回答の根拠とする場合には、別紙1に記載の方法により資料を追加の上、当該資料に付した番号を入力してください。

・回答内容の補足がある場合には、回答に係る補足説明欄に自由に記載してください。

ガイドライン記載事項 (R5. 2一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
1. 学校の管理運営に関する事項					
(1) 教職員の配置等					
① 実施校の設置者は、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。)第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができるよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。 具体的には、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は通信制課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。この教諭の数等の算定に当たっては、助教諭若しくは講師を置く場合又は他の学校と兼務する教員を置く場合は、主として実施校における通信制の課程の生徒の教育に従事する者を対象とするべきであること。ただし、実施校では教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られること。また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであること。 加えて、この教諭の数等については最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する実施校においては、教員配置を一層充実させるとともに、専門・支援スタッフとの連携を図りながら、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えるべきであること。	【1】添削指導等にあたる教員が各教科の免許状を有しているか 【2】80人に1人教諭等を配置している 【3】免許外教科担任の許可を受けているか。受けている場合、その教科・科目は何か。 【教育職員免許法附則第2項】	<input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 一部有していない <input type="checkbox"/> 有していない <input type="checkbox"/> 生徒80人に1人以上、専任の教諭を配置している <input type="checkbox"/> 生徒80人に1人以上、併任や非常勤の職員を含めて配置している <input type="checkbox"/> 現在は配置できていない <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない 【教科・科目】			
② 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。	【4】不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うために、養護教諭等の配置が行われているか。([高等学校設置基準第九条(養護教諭等)])	<input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー			
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。	【5】特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえた支援体制を整えているか。	<input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する校内委員会の設置 <input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターの指名 <input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用 <input type="checkbox"/> 教員の専門性向上のための研修の実施			
④ 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。	【6】進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置しているか。 【7】実施校において、進路担当教員との定期的な面談、ハローワークとの連携等の生徒の進学支援や就労支援、キャリア形成に資する取組を行っているか。	<input type="checkbox"/> 進学・就職支援を担当する教職員 <input type="checkbox"/> キャリアカウンセラー <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
⑤ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること。	【8】学校運営に必要な事務職員を配置しているか。 【高等学校通信教育規程第六条】	【人数】			
(2) 施設及び設備の整備等					
① 高等学校の教育を行う上で適切な環境に位置すること。	【9】実施校の周辺に、風営法第2条に規定される風俗営業を営む施設が立地していないか。(例えば、雀荘、パチンコ屋、風俗施設等)	<input type="checkbox"/> 立地している <input type="checkbox"/> 立地していない	-		
② 実施校の校舎面積は、原則として通信教育規程第8条に定める面積(1,200平方メートル)以上とすること。	【10】実施校の校舎面積を1,200平方メートル以上確保しているか。 【高等学校通信教育規程第八条】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
		【確保していない場合の理由】			
③ 実施校の施設及び設備は、通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設（教室（普通教室、特別教室等）、図書室、職員室、専門教育を施すための施設）のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。また、これらが持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること。	【11】通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設を備えているか。	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていない場合の理由】			
	【12】実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のために、理科室等の施設及び設備を備えているか。 【高等学校通信教育規程第九条第1項第一号、第十条】	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていない場合の理由】			
	【13】保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保していない場合の理由】			
（3）通信教育連携協力施設の設置等					
① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設（通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。）として、面接指導等実施施設（通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。）、学習等支援施設（通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。）を設けることができること。	—	—	—		
② 通信教育連携協力施設を設置する場合において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条第2項第2号の規定に基づき、その名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を学則に記載すること。また、面接指導等実施施設と学習等支援施設の性質が異なることに鑑み、面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載すること。	【14】学則に名称、位置及び定員を含めて通信教育連携協力施設に関する事項を記載しているか。	<input type="checkbox"/> すべて記載している <input type="checkbox"/> 一部記載している <input type="checkbox"/> 記載していない			
	【15】面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別して記載しているか。	<input type="checkbox"/> 記載している <input type="checkbox"/> 記載していない			
③ 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができる。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこと。	【16】設置する面接指導等実施施設は、どのようなものか。また、面接指導等実施施設として、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設を使用している場合、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」とはどのようなものか。 【高等学校通信教育規程第三条第2項】	<input type="checkbox"/> 分校 <input type="checkbox"/> 協力校 <input type="checkbox"/> 技能教育施設 <input type="checkbox"/> 他の学校等の施設（大学、専修学校等） 【特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合】			
	【17】面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務を行う場合には、それを担当する教職員は実施校の身分を有しているか。	<input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない			
④ 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校	【18】面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、高等学校通信教	<input type="checkbox"/> 第5条（教諭等の数）			

ガイドライン記載事項（R 5. 2 一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
又は施設の種類、連携協力内容及びその定員その他の実情を勘案し、通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。	育規程第5条から第10条までに定める基準と同程度のものとなっているか。	<input type="checkbox"/> 第6条（事務職員の数） <input type="checkbox"/> 第7条（施設及び設備の一般的基準） <input type="checkbox"/> 第8条（校舎の面積） <input type="checkbox"/> 第9条（校舎に備えるべき施設） <input type="checkbox"/> 第10条（校具及び教具）			
⑤ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと。	【19】学習等支援施設の施設及び設備が、教育上及び安全上支障がないものであると判断する基準を設けているか。	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない			

ガイドライン記載事項（R5. 2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
⑥ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、確認を行うこと。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。）は、当該基準を参酌して当該確認を行わなければならないこと。	【20】通信教育連携協力施設を設ける場合に、当該通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、確認を行っているか。 【21】通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在する場合、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。）を参酌して上記③及び④の基準に適合することの確認を行っているか。【高等学校通信教育規程第十条の二第3項】	□ 行っている □ 行っていない □ 行っている □ 行っていない			
⑦ 通信教育規程第10条の2第3項に定める「通信教育連携協力施設を設ける場合」とは、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味であることから、通信教育連携協力施設が上記④及び⑤の基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行うべきであること。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育規程第4条第2項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員を変更しようとする場合においても、同様に確認を行うこと。	【22】通信教育連携協力施設を設けた後も、上記③及び④の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 【23】通信教育連携協力施設ごとの定員を変更する場合において、当該施設が上記④及び⑤の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 【高等学校通信教育規程第四条第2項】（【学校教育法施行規則第五条第1項第三号】）	□ 行っている □ 行っていない □ 行っている □ 行っていない	-		
⑧ 私立の実施校の設置者において、上記⑥の確認を行うに当たって、上記④及び⑤を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体をいう。以下同じ。）が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認すること。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができるよう、適切に保存及び管理すること。	【24】実施校の設置者は、上記⑥の確認を行うに当たって、上記④及び⑤を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることの確認を行っているか。 【25】具体的な確認内容及び確認結果について、文書等により適切に保存及び管理を行っているか。	□ 行っている □ 行っていない □ 行っている □ 行っていない	-		
⑨ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保すること。	【26】面接指導等実施施設において、面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施できるための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等が確保されているか。 【学習指導要領解説5通信制の課程における教育課程の特例】【学習指導要領第1章総則第2款5】	□ 確保されている □ 一部確保されている □ 確保されていない			
⑩ 通信教育連携協力施設の教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。	【27】通信教育連携協力施設において、保健室やそれに代わる施設を整備しているか。 【28】通信教育連携協力施設において、養護教諭等を配置しているか。	□ 整備している □ 一部整備している □ 整備していない □ 配置している □ 一部配置している □ 配置していない			
（4）通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等					
① 通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。	【29】通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を配置しているか。	□ 配置している □ 配置していない			
	【30】通信教育連携協力施設に対する本校職員の訪問や連携施設の職員を集める会議等を行っているか。	□ 行っている □ 行っていない	-		
② 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合において、実施校の設置者と通信教育連携協力施設の設置者が異なる場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。	【31】通信教育連携協力施設との連携協力内容について、あらかじめ文書による取り決めを行っているか。	□ 行っている □ 一部の施設で行っている □ 行っていない			
③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務（以下「添削指導等」という。）は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと。 （注釈1）実施校の校長の監督権が及ばない通信教育連携協力施設の職員に添削指導等を行わせることが不適切であることは当然として、協力校についても、実施校の校長の監督権が及ばない協力校の教職員に、実施校の教職員に代わって添削指導等を実施させることはできない。また、指定技能教育施設についても、実施校の校長の監督権が及ばない指定技能教育施設の職員に、実施校の行う高等学校通信教育に関する添削指導等を実施させることはできない。	【32】添削指導等は、全て実施校の教職員（1.（4）④に基づき通信教育連携協力施設の職員に実施校の教員としての身分を付与している場合を含む。以下同じ。）により行われているか。（実施校の教職員により行われているものに☑をつける）	□ 添削指導 □ 面接指導 □ 多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導 □ 試験 □ 生徒の履修状況の把握・確認 □ その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務			
④ 通信教育連携協力施設に実施校の教員を派遣・配置したり、通信教育連携協力施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせたりする場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と通信教育連携	【33】添削指導等を行う通信教育連携協力施設の職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与しているか。	□ 添削指導等を行う全ての職員に付与している □ 添削指導等を行う職員の一部に付与している			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
<p>協力施設の業務が浑然一体とならないことを担保するための適切な措置を講ずること。</p> <p>具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容を明確に定めること、実施校の方針に従い教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること。</p> <p>（注釈2）添削指導等については、実施校の設置者が通信教育連携協力施設の職員に対して給与等を支払っているかどうかに関わらず、実施校の校長の監督下、その管理責任の下で行われることが必要である。また、このことは、単に契約書や委嘱状等の形式ではなく、実態に即して判断するべきものであることに留意することが必要である。</p>	<p>【34】通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容が契約書や委嘱状その他の書面により明確に定められているか。</p> <p>【35】通信教育連携協力施設において実施校の方針に従った教育活動が行われるようマニュアル等を整備しているか。</p> <p>【36】通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を配置しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 付与していない</p> <p><input type="checkbox"/> 定められている</p> <p><input type="checkbox"/> 定められていない</p> <p><input type="checkbox"/> 整備している</p> <p><input type="checkbox"/> 整備していない</p> <p><input type="checkbox"/> 配置している</p> <p><input type="checkbox"/> 配置していない</p>			
<p>⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。</p> <p>（注釈3）本ガイドラインは、実施校において、高等学校通信教育の質の確保・向上のために留意すべき事項を定めるものであり、通信教育連携協力施設が独自に行う活動等について直接規定するものではないが、多くの通信教育連携協力施設において実施校の生徒募集等が行われている実態があることを実施校自らが認識していることや、実施校には、文書による取り決め等により通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保に努めることが求められることに鑑みれば、実施校の責任として、生徒・保護者に対して不適切な説明が行われないようにすることが必要である。</p>	<p>【37】生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明しているか。</p> <p>【38】生徒や保護者から、通信教育連携協力施設が高等学校の施設であると認識していたといった問合せがないか。</p> <p>【39】通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのような説明を行っていないか。</p> <p>【40】授業料等について、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と連携施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明をしているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 説明している</p> <p><input type="checkbox"/> 説明していない</p> <p><input type="checkbox"/> 問合せがある</p> <p><input type="checkbox"/> 問合せがない</p> <p><input type="checkbox"/> 行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 行っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 説明している</p> <p><input type="checkbox"/> 説明していない</p>	-		
<p>⑥ 通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校ではないことが明確になるようにすること。</p>	<p>【41】通信教育連携協力施設の看板について、当該施設が実施校であるかのような誤解を招く標記になっていないか。</p>	<p><input type="checkbox"/> なっている</p> <p><input type="checkbox"/> なっていない</p>			
（5）学校評価					
<p>① 教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。</p>	<p>【42】自己評価の実施及び公表を行っているか。 【学校教育法施行規則第百四条(第六十六条の準用)】 【学校評価ガイドライン】</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施し、公表している</p> <p><input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施していない</p>	-		
	<p>【43】関係者評価の実施及び公表を行っているか。 【学校教育法施行規則第百四条(第六十七条の準用)】 【学校評価ガイドライン】</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施し、公表している</p> <p><input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施していない</p>	-		
<p>② 通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。</p>	<p>【44】通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、自己評価の実施及び公表を行っているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施し、公表している</p> <p><input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施していない</p>	-		
	<p>【45】通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、関係者評価の実施及び公表を行っているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施し、公表している</p> <p><input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施していない</p>	-		
<p>③ 上記①及び②の評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン(平成28年改訂)」(平成28年3月22日、文部科学省作成)等を踏まえるとともに、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とすること。</p>	<p>【46】上記①及び②の評価を少なくとも1年度間に1回は行っているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 行っていない</p>			
<p>④ 上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。</p>	<p>【47】上記①及び②の評価を行った場合にその結果を実施校の設置者に報告しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 報告している</p> <p><input type="checkbox"/> 報告していない</p>	-		
<p>⑤ 外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながる事が期待されるものであることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の積極的な活用を検討すること。</p>	<p>【48】主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の実施及び公表を行っているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 実施し、公表している</p> <p><input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施していない</p>			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
（6）情報公開					
<p>① 実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報（以下（d）から（i）までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。）を公表すること。</p> <p>（a）学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。</p> <p>（b）通信教育を行う区域に関すること。</p> <p>（c）通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。</p> <p>（d）教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。</p> <p>（e）入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。</p> <p>（f）通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p>（g）校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。</p> <p>（h）授業料、入学金その他の費用徴収に関すること。</p> <p>（i）生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p>	<p>【49】左記の情報を公表しているか。（公表しているものに☑をつける）</p>	<p><input type="checkbox"/> 公表している学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 通信教育を行う区域に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 授業料、入学金その他の費用徴収に関すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p>	-		
<p>② 上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表すること。</p>	<p>【50】情報の公表に当たって、どのような媒体によって公表しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 学校ホームページ</p> <p><input type="checkbox"/> 刊行物</p> <p>【その他】</p>	-		
（7）その他					
<p>① 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うための指導体制・良好な教育環境を確保する観点から、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと。</p>	<p>【51】実施校における通信制の課程の収容定員は適切に定められているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適切に定められている</p> <p><input type="checkbox"/> 過大な収容定員の状態である</p>			
<p>② 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中で転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと。</p>	-	-	-		
<p>③ 高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにすること。</p>	-	-			
<p>④ 実施校において、学校教育法施行規則第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。</p>	<p>【52】実施校において法令上必要な表簿等を備えているか。備えていない場合、それは何か。</p>	<p><input type="checkbox"/> 備えている</p> <p><input type="checkbox"/> 備えていない</p> <p>【備えていないもの】</p>	-		
	<p>【53】法令上定められた保存期間分の表簿を保存しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 保存している</p> <p><input type="checkbox"/> 保存していない</p>	-		
	<p>【54】実施校において、生徒の連絡先等の基本的な情報や、添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等、生徒の学修状況に関</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理している</p> <p><input type="checkbox"/> 管理していない</p>	-		

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
	<p>する情報を管理しているか。（サポート施設等に問い合わせないと分からない状態ではないこと等）</p> <p>【55】生徒の個人情報の保護のため、セキュリティポリシーの策定しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない			
<p>⑤ 実施校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危機等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針などの法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること。</p>	<p>【56】学校保健計画を作成しているか。</p> <p>【57】学校安全計画を作成しているか。</p> <p>【58】危機等発生時対処要領を作成しているか。</p> <p>【59】学校いじめ防止基本方針を作成しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない			
<p>⑥ 高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること。</p> <p>（注釈4）例えば、高等学校等就学支援金については、受給資格や支給額その他申請上の留意点等について、奨学金については申込資格・基準や返済義務等について、また、教育ローンやクレジット契約については返済内容その他消費者保護のために必要な事項等について、適切かつ明確な説明を行うことが必要である。</p>	<p>【60】授業料や高等学校等就学支援金、奨学金、教育ローンやクレジット契約等の取扱いについて、生徒・保護者に誤認させるようなことにならないよう、適切かつ明確に説明を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
2. 教育課程等に関する事項					
(1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価					
<p>① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。</p>	-	-			
<p>② 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目等のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること。</p>	<p>【61】各教科・科目等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成しているか。</p> <p>【62】指導計画に記載されている項目はどのようなものがあるか。</p>	<input type="checkbox"/> 全ての教科・科目等について作成している <input type="checkbox"/> 作成していない教科・科目等がある <input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 指導目標 <input type="checkbox"/> 指導内容 <input type="checkbox"/> 指導の順序 <input type="checkbox"/> 指導方法 <input type="checkbox"/> 使用教材 <input type="checkbox"/> 指導の時間配当 <input type="checkbox"/> 学習成果の評価 <input type="checkbox"/> 単位認定の基準 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
<p>③ 全日制課程及び定時制課程においては1単位当たり35単位時間の授業が標準とされており、通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められていることを踏まえ、面接指導・添削課題等（多様なメディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。）の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと。</p>	<p>【63】面接指導・添削課題等の学習時間や学習内容について、指導要領に定める各教科・科目等の目標を達成するために、全日制・定時制の35単位時間相当になるよう適切に設計の上、指導を行っているか。</p>	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
<p>④ 通信教育の実施に当たっては、指導要領及びその解説並びに本ガイドラインを踏まえ、次に掲げる事項を記載した計画として、通信教育実施計画を作成すること。</p> <p>(a) 通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。</p> <p>(b) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。</p> <p>(c) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。</p>	<p>【64】通信教育実施計画を作成しているか。</p> <p>【高等学校通信教育規程第四条の三】</p>	<input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない			
<p>⑤ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4条</p>	-	-			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
<p>の3第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う単元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するなど、容易に理解できるよう工夫して記載すること。</p>					
<p>⑥ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設とで面接指導等の実施日が異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年間の計画等が容易に理解できるよう記載し、明示すること。</p>	-	-			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
⑦ 通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）とは明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないようにすること。	【65】通信教育実施計画の記載内容において、高等学校として実施する高等学校通信教育と正規の教育課程ではない教育活動について明確に区別した記載となっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			
⑧ 通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対して、あらかじめ明示するとともに、通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開すること。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したインターネットの利用等の方法が考えられること。	【66】通信教育実施計画をあらかじめ生徒に対して明示し、広く一般に公開しているか。 【67】公開している場合、どのような方法で公開しているか。	<input type="checkbox"/> 公開している <input type="checkbox"/> 公開していない <input type="checkbox"/> 学校ホームページ <input type="checkbox"/> 刊行物 【その他】	— —		
⑨ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長通知）に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。	【68】H31.3.29通知を踏まえた具体的な評価基準を設定しているか。	<input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない			
⑩ 単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定すること。	—	—	—		
⑪ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている（学校教育法第30条第2項等）ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図ること。	—	—	—		
⑫ 集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導すること。	【69】特別活動について、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導しているか。	<input type="checkbox"/> 30単位時間以上 <input type="checkbox"/> 30単位時間未満			
（2）添削指導及びその評価					
① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性とつまずきを的確に捉えて指導すること。	—	—	—		
② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【70】各教科・科目等の添削指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない			
③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目及び総合的な探究の時間における添削指導の回数を十分確保すること。	【71】各教科・科目及び総合的な探究の時間において、指導要領で定めている添削指導の回数を確保しているか。確保できていない場合、その教科・科目等は何か。 【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保できていない教科・科目等】			
④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一的や短答式の問題が大勢を占めるような構成の添削課題は不適切であること。添削課題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。	【72】添削課題の解答形式について、マークシート形式のように機械的に採点ができるようなものであったり、択一式の問題が大半を占めるような形式となっていないか。	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> 一部の教科・科目等でなっている <input type="checkbox"/> すべての教科・科目等でなっている			
	【73】添削課題は思考力・判断力・表現力を育成するために必要な記述式の問題を十分含んだものとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> 一部の教科・科目等でなっている <input type="checkbox"/> すべての教科・科目等でなっていない			
⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、計画的に実施すること。	【74】年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行っていないか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
	【75】添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施していないか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること。	【76】添削指導に当たって、正誤のみの記載や簡易的なコメントのみとせず、各生徒の正誤の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載ができていないか。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない			
⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること。	【77】生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する	<input type="checkbox"/> 整えている	—		

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
	仕組みを整えているか。整えている場合、それほどのようなものか。	<input type="checkbox"/> 整えていない 【整えている場合】			
(3) 面接指導及びその評価					
① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること。	—	—	—		
② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【78】各教科・科目等の面接指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない			
③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。	【79】各教科・科目における面接指導の単位時間数が指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて確保されているか。確保されていない場合、その教科・科目は何か。 【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されていない <input type="checkbox"/> 確保されていない 【確保されていない教科・科目】			
	【80】面接指導を実施するに当たって、1単位時間を弾力化しているか（例えば、40分として行っている等）	<input type="checkbox"/> 弾力化している <input type="checkbox"/> 弾力化していない			
	【81】1単位時間を弾力化する場合、標準単位数をもとに計算された単位数に見合う面接指導の時間数が確保されているか。	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されていない <input type="checkbox"/> 確保されていない 【確保されていない教科・科目】			
④ 面接指導においては、全日制・定時制課程の「授業」とは異なり、それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導するものであって、個に応じた指導の徹底を図ること。	【82】一定の時期に面接指導を集中的に行う（いわゆる「集中スクーリング」）ことなどによって、年度の前半に全ての面接指導を終えるような運用や試験を終えた後に面接指導を行うような運用となっていないか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			
	【83】集中スクーリングを実施している場合、生徒に対して、年間を通じて実施校の教員から指導を受ける機会を確保するための方策をとっているか。	<input type="checkbox"/> とっている <input type="checkbox"/> とっていない			
⑤ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目及び総合的な探究の時間の特質に応じて適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。	【84】面接指導や集中スクーリング時において、同時に面接指導を受ける生徒数は、40人を超えない範囲内となっているか。	<input type="checkbox"/> 40人以内となっている <input type="checkbox"/> 40人を超えている			
⑥ 面接指導において、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは、生徒一人一人が1単位時間の面接指導を十分に受けたとは言い難いため、当該指導を1単位時間の面接指導とする運用は不適切であること。	【85】複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導をしていないか。	<input type="checkbox"/> 一人の教員が指導をしていない <input type="checkbox"/> 一人の教員が指導している			
⑦ 各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導並びに特別活動は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ総合的な探究の時間や特別活動は、不適切な運用も多く見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意した上で、適切に実施すること。	—	—	—		
⑧ 正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること。	【86】年間指導計画等（連携施設の指導計画含む。）において、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されているか。	<input type="checkbox"/> 区別している <input type="checkbox"/> 区別していない			
⑨ 合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画する場合には、集中スクーリング後の生徒の添削課題等を通じた学習上の課題を踏ま	【87】集中スクーリングを実施する場合、1日当たりの面接指導時間数はどれくらいか。	<input type="checkbox"/> 8単位時間まで <input type="checkbox"/> 8単位時間を超えた時間数			

ガイドライン記載事項（R 5. 2 一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
<p>えて適切に指導を行うことが可能な環境・体制を整えること。また、集中スクリーニングを実施する際には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設置したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教職員の健康面には十分に配慮すること</p>					
<p>（4）多様なメディアを利用した指導及びその評価</p>					
<p>① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。</p>	<p>【88】ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディア利用による指導及び評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない</p>			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
② 多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。なお、多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、例えば少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること。	-	-	-		
③ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数という。」）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。	【89】面接指導等時間数の一部免除を行う場合、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるものであるかということの一部免除を行う教科・科目等の担当教員が確認しているか。	<input type="checkbox"/> 確認している <input type="checkbox"/> 確認していない			
④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等	【90】面接指導時間数を「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合」を判断せずに、機械的に10分の8まで免除していないか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	-		
時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定され、10分の6を超えて10分の8まで減免することは極めて例外的な取扱いであること。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	【91】面接指導時間数を最大10分の8まで免除できる「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合」の基準を予め定めているか。	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない			
⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。	【92】報告課題等の様式について、観点別学習状況の評価ができるようなものとなっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			
⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。 （注釈5）面接指導への欠席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の減免を行おうとする際には、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要である。	【93】面接指導の時間数を免除するにあたり、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除していないか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
（5）試験及びその評価					
① 試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位の認定のほか、その後の指導や生徒自身の学習の改善などに生かすために個々の生徒の学習状況等を把握する上で重要な役割を担うものであり、各教科・科目の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めること。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。	【94】試験時間について、1科目20分で実施するといったように極端に短い試験時間を設定していないか。	<input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない			
	【95】試験の実施時期について、学期の前半に実施したり、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施するといった運用を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
② 試験の実施に当たっては、各教科・科目の特質を踏まえることなく全て自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとしたりするなどの不適切な試験が実施されることがないよう留意し、試験問題には、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。	【96】自由な成果物の提出により試験の替わりとしている教科・科目がないか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない			
	【97】試験問題は毎年問題を変えて出題しているか。	<input type="checkbox"/> 変えている <input type="checkbox"/> 変えていない			
	【98】試験を自宅試験の方法で実施しているか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	-		
	【99】コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施しているか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	-		
	【100】オンラインでの試験等を実施している場合、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築しているか。構築している場合、それはどのような仕組みか。	<input type="checkbox"/> 構築している <input type="checkbox"/> 構築していない 【仕組み】	-		
	【101】試験問題は思考力・判断力・表現力を育成するために必要な記述式の問題を十分含んだものとなっているか	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> 一部の教科・科目等でなっている <input type="checkbox"/> すべての教科・科目等でなっていない			
③ 試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこと。	【102】試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施しているか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			

ガイドライン記載事項（R5.2一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
	【103】採点基準の作成及び評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない			
（6）学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施					
① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われないまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること。	【104】学校設定教科・科目の添削指導・面接指導及びその評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない			
	【105】学校設定教科・科目の添削指導及び面接指導の回数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
② 総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	【106】総合的な探究の時間の添削指導の回数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえて、1単位につき1回以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
③ 総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	【107】総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえて、1単位につき1単位時間以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
	【108】総合的な探究の時間の面接指導の実施に当たって、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れているか。	<input type="checkbox"/> 取り入れている <input type="checkbox"/> 取り入っていない			
	【109】総合的な探究の時間の面接指導時間数を多様なメディアを利用して行う学習により一部免除していないか。	<input type="checkbox"/> 免除している <input type="checkbox"/> 免除していない			
（7）その他					
① 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めること。	【110】実施校の本務教員及び兼務教員に対する添削指導等に係る研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
② 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること。 （注釈6）1科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」については、学校に在籍を続けることで、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要な場合もあるため、画一的な対応によるのではなく、生徒の抱える課題等に留意することが必要である。	【111】添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒をそれぞれ把握しているか。	<input type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> 把握していない	—		
	【112】添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対して、生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じて適切な指導又は支援を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	—		
③ 教育支援や生徒指導、進路指導等は、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）の受講の有無にかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること。	【113】正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）を受講していない場合、受講している生徒と比べて教育支援や生徒指導、進路指導において差がないか。	<input type="checkbox"/> 差がある <input type="checkbox"/> 差がない	—		